

| | |
|---|---|
| <p>附則 この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 供託規則の一部を改正する省令 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令 昭和三十四年法務省令第二号の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と移動し、改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> | <p>附則 この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 供託規則の一部を改正する省令 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令 昭和三十四年法務省令第二号の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と移動し、改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>改正後</p> <p>（電子情報処理組織による供託等の方法） 第三十九条 [155 略] 支配人その他登記のある代理人によつて前条第二号の規定による払渡しの請求をする場合には、 6 において、その者に係る第三項第一号に掲げる電子証明書が申請書情報と併せて送信されたときは、当該請求については、第二十七条第一項（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 7 前条第一号の規定による金銭の供託をする場合において、第十六条第一項の規定による供託通知書の発送の請求をするときは、申請書情報に当該請求をする旨の記録をしなければならぬ。 （供託をする場合の資格証明書等の提示に関する特則） 第三十九条の二 [略] 2 支配人その他登記のある代理人によつて第三十八条第一号の規定による供託をする場合において、その申請書情報にその者が電子署名を行い、かつ、その者に係る前条第三項第一号に掲げる電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、第十四条第四項の規定にかかわらず、代理人の権限を証する書面を提示することを要しない。</p> | <p>改正前</p> <p>（電子情報処理組織による供託等の方法） 第三十九条 [同上] 「項を加える。」 6 前条第一号の規定による金銭の供託をする場合において、第十六条第一項の規定による供託通知書の発送の請求をするときは、申請書情報に当該請求をする旨の記録をしなければならぬ。 （供託をする場合の資格証明書等の提示に関する特則） 第三十九条の二 [同上] 「項を加える。」</p> |
|--|--|

法務大臣 上川 陽子

3 前二項に規定する場合のほか、登記された法人が第三十八条第一号の規定による供託をする場合において、当該法人の会社法人等番号(商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第七條(他の法令において準用する場合を含む。))に規定する会社法人等番号をいう。)がその申請書情報と併せて送信され、これにより供託官が当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面又は代理人の権限を証する書面を提示することを要しない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十四号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成三十年三月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国民健康保険法施行規則の一部改正

第一条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改 | 正 | 後 |
|--|---|----------------------------|
| <p>目次</p> <p>第一章 都道府県及び市町村(第一条―第十六条)</p> <p>第二章 国民健康保険組合(第十七条―第二十四条)</p> <p>第三章 保険給付(第二十四条の二―第三十二条の八)</p> <p>第三章の二 保険料(第三十二条の九―第三十二条の三十二)</p> <p>第三章の三 都道府県国民健康保険運営方針(第三十二条の三十二の二)</p> <p>第四章―第五章の二 (略)</p> <p>第六章 雑則(第四十三条―第四十五条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 都道府県及び市町村</p> <p>(都道府県の区域内に住所を有するに至つた者に係る資格取得の届出)</p> <p>第二条 都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>一 被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、世帯主との続柄、現住所、従前の住所及び職業</p> <p>二 (略)</p> | <p>目次</p> <p>第一章 市町村(第一条―第十六条)</p> <p>第二章 国民健康保険組合(第十七条―第二十四条)</p> <p>第三章 保険給付(第二十四条の二―第三十二条の七の二)</p> <p>第三章の二 広域化等支援方針(第三十二条の八)</p> <p>第三章の三 保険料(第三十二条の九―第三十二条の三十二)</p> <p>第四章―第五章の二 (略)</p> <p>第六章 雑則(第四十三条―第四十六条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 市町村</p> <p>(資格取得の届出)</p> <p>第二条 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下「番号利用法」という。第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、世帯主との続柄、現住所及び従前の住所並びに職業</p> <p>二 (略)</p> | <p>改</p> <p>正</p> <p>前</p> |